



令和 2 年 8 月 21 日

大仙市議会議長 金谷 道男 様

大仙市太田町国見字佐幣神

浅利 浩永



紹介議員

秩父 博樹



後藤 健



後藤 育男



喉頭摘出者に必要な日常生活用具に関する給付の請願

1. 要旨

喉頭摘出者に必要な人工鼻等に関する給付を日常生活用具等給付事業に取り入れていただきたくお願い申し上げます。

2. 請願理由

がん等の病気が原因で、手術によって喉頭を摘出して障がい者となり、首元の永久気管孔から呼吸をすると、冷たく乾いた空気が直接肺に流れ込み、気管が炎症をおこしたように感じ、咳や痰が増えます。人工鼻とそれを保持するシール等を取り付けることで、吸気が加湿・ろ過され、咳や痰が減少して気管支炎が改善されるため、人工鼻が健康維持に欠かせないものとなっている方もおります。最近では新型コロナウイルス感染防御のため、喉頭摘出者は24時間人工鼻を毎日装着するように医療従事者の方々から推奨されるようになってきております。

しかしながら、人工鼻等は消耗品で、毎日の交換が必要であり、毎月2万円以上の費用が発生するため障がい者にとっては大きな負担となっております。

秋田県では秋田市・潟上市・大館市が人工鼻の費用の一部負担と給付を行っております。病気の為にやむを得ず喉頭を摘出し、障がい者となって快適な暮らしをすること、新型コロナウイルス感染から体を守るために欠かせない人工鼻について、大仙市でも日常生活用具等給付事業に取り入れていただきたく、お願い申し上げます。

